

「土地境界確認・確定」の申出をされる皆様へ

道路拡幅等で用地買収を実施した箇所では、境界確認・確定が不要になる場合があります！！

平成17（2005）年3月7日の不動産登記法改正以降に作成された地積測量図が所管の法務局に備わっている箇所では、境界確認・確定が不要になる場合があります。

また、該当箇所（一定の条件を満たす箇所に限り）では「地積測量図確認書」を交付しております。詳細は建設局ホームページをご覧ください。



<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/youshiki/youshiki.html>

令和6年4月



東京都建設局
Bureau of Construction